

住民のみなさまへ

令和5年4月1日

岬町長 田代 堯

新たなみさき公園の整備に伴う公園エリアの
利用制限について（お知らせ）

新たなみさき公園の整備に伴い、みさき公園を令和5年4月1日（土）から整備期間中において一時的に公園エリアの利用を制限させていただく予定ですが、公園を利用される皆さまのご要望を受け、みさき公園駅からみさき公園入園ゲートに至る駅前広場、園路及び緑地等についてご利用いただけることといたしましたのでご理解とご協力をお願いします。

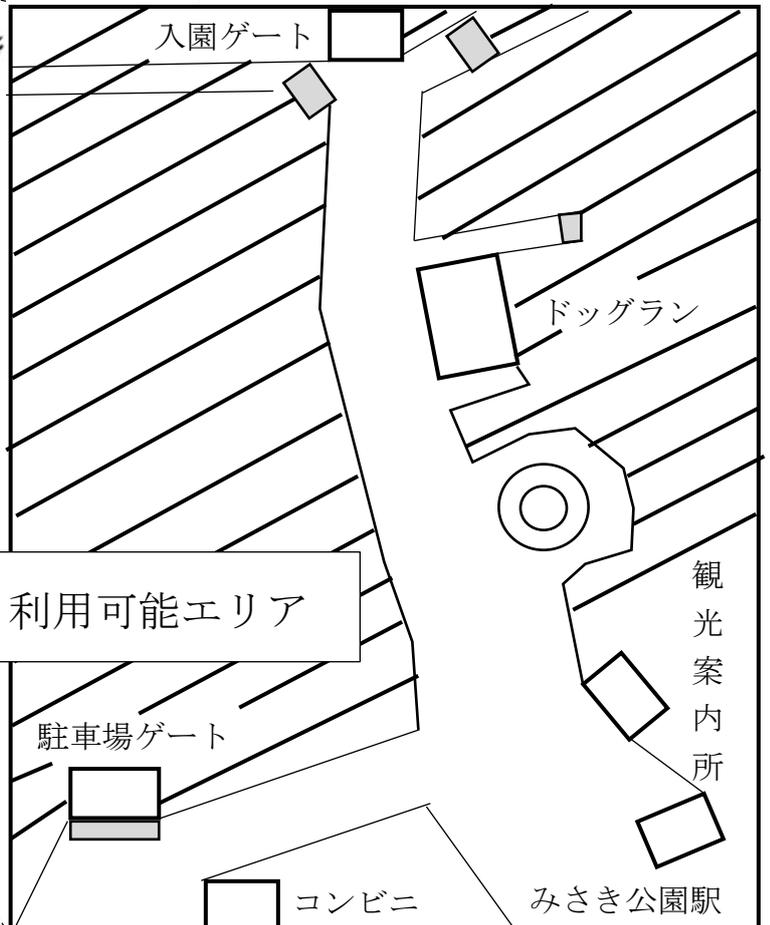
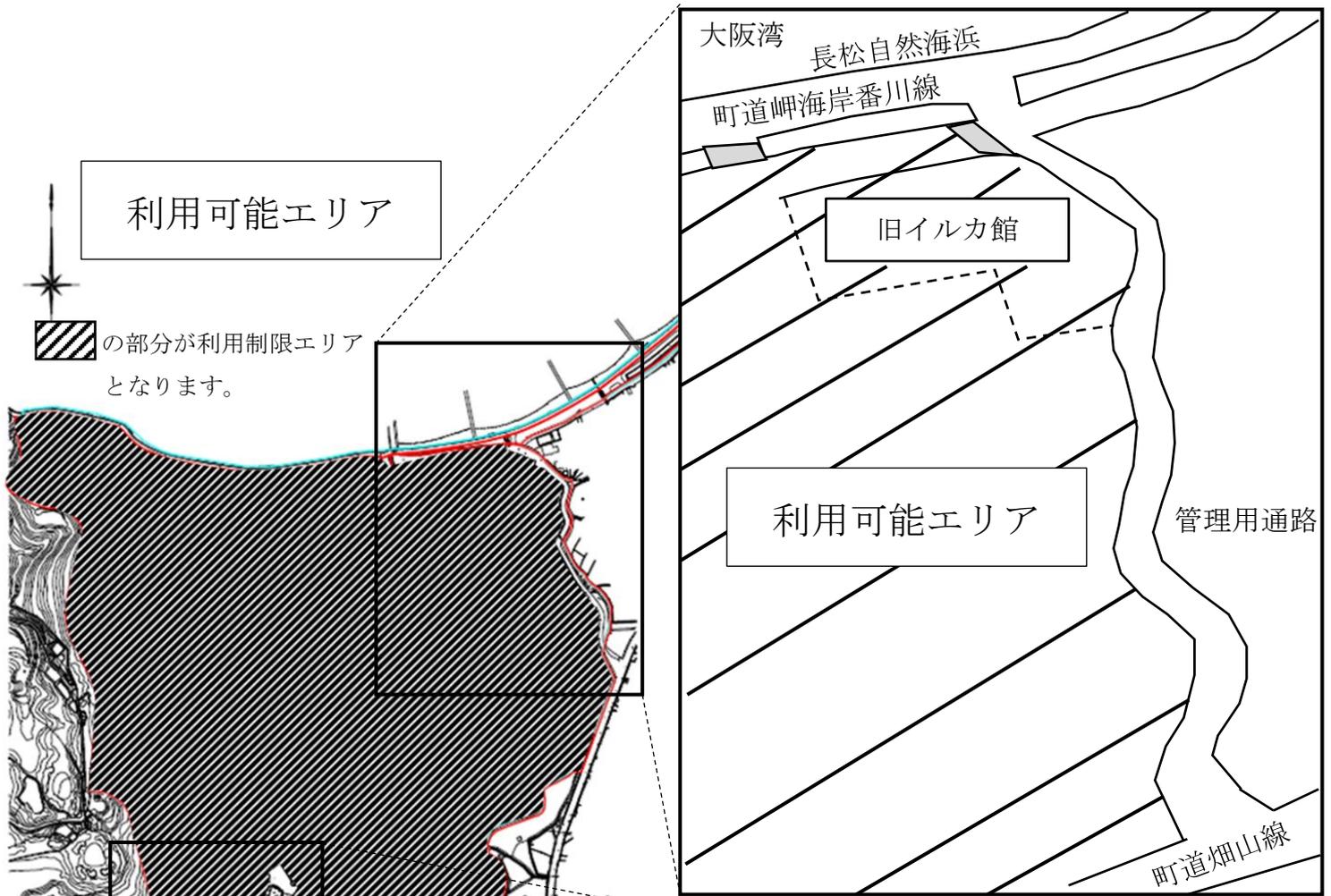
詳細につきましては、裏面をご覧ください。

（お問合せ）

担当 岬町都市整備部産業観光促進課

電話 072-492-2730

利用制限中における利用可能エリア①



利用制限中における利用可能エリア②

- 利用可能エリア
- ①みさき公園管理用通路
 - ②みさき公園駅前広場
 - ③緑地部分 (追加)